

◎新潟県告示第483号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和8年6月2日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 保安林の所在場所
新潟県東蒲原郡阿賀町川口字浦山2672の2
- 2 指定の目的
落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
 - イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所及び阿賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）